

2025 年度 研究開発事業及び製品開発支援事業 応募要領 （二次募集）



公益財団法人 道央産業振興財団

I. 募集対象事業

募集対象事業については、次に掲げるものとします。

(I) 研究開発事業

(事業の目的)

道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市及び安平町)における中小企業等が技術開発及び生産技術を促進するために行う新技術・新製品等の開発、試作品の製造及び生産工程の合理化・高度化、課題解決に必要な技術開発などの研究等に対し、その経費の一部を助成するものです。

(対象事業及び助成内容)

新技術・新製品開発助成事業	助成内容等
<技術の応用及び製品化への開発等の実施事業> ① 産業化への応用が可能な事業 ② 市場化が可能な製品開発事業 ③ 生産設備の高度化のための事業 ④ 生産工程の合理化のための事業	・ 助成限度額 150 万円 ・ 助成割合 10/10 以内 ・ 採択予定件数 3 件

技術開発の芽育成助成事業	助成内容等
<試作完了までの基礎調査や情報収集等実施事業> ① 産業化への応用等の研究開発事業 ② 市場化への可能性等の研究開発事業	・ 助成限度額 50 万円 ・ 助成割合 10/10 以内 ・ 採択予定件数 3 件

2. 助成対象者

道央地域（苫小牧市、千歳市、恵庭市及び安平町）に事業所を有する中小企業等を対象とするものであり、「中小企業基本法」第2条第1項に定める中小企業者、及び「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項に定める企業組合等が該当します。ただし、みなし大企業は除きます。

【 参考 】

○ 中小企業基本法（抜粋）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○ 中小企業団体の組織に関する法律（抜粋）

第3条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 事業協同小組合
- 三 削除
- 四 信用協同組合
- 五 協同組合連合会
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 商工組合
- 九 商工組合連合会

○ みなし大企業とは

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者、
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者、
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者、のいずれかに該当する中小企業者をいう。

3. 募集期間

2025 年 6 月 13 日(金)から 2025 年 7 月 14 日(月)まで

4. 事業実施期間

採択となった日から 2026 年 2 月 27 日(金)まで

5. 助成対象経費及び対象外経費

(1) 助成対象経費

事業を遂行するための経費で、研究開発事業では「研究開発事業実施要綱」の別表(第2号関係)に記載の助成対象経費とします。また、製品開発支援事業では「製品開発支援実施要綱」の別表(第2号関係)に記載の助成対象経費とします。

(2) 助成対象外経費

助成対象外経費については、研究開発事業では「研究開発事業実施要綱」の別表(第2号関係)の(注3)に記載の助成対象外経費とします。また、製品開発支援事業では「製品開発支援実施要綱」の別表(第2号関係)の(注3)に記載の助成対象外経費とします。

6. 申請方法

申請される方は、募集期間内に下表の申請書類及び添付書類を当財団の業務部へ提出してください。なお、申請書類等の様式は、当財団のホームページからダウンロードすることができます。

(1) 提出書類

提出書類の内容	ホームページへのダウンロード
【申請書類】 ・ 事業申請書 (様式第1号) ・ 事業計画書 (様式第2号) ・ 申請者の概要 (様式第3号)	【URL】 http://dohgi.tomakomai.or.jp/jigyougaiyou.html 【公益財団法人 道央産業振興財団 QR コード】 
【添付書類】 ・ 事業計画書(様式第2号)関係 試作品等の図面・工程図等、見積書・カタログ等 ・ 申請者の概要 (様式第3号)関係 申請者の事業概要パンフレット等 ・ 「新技術・新製品開発助成事業」を申請する場合 決算書、最近2年分の貸借対照表、損益計算書、 財産目録、登記簿謄本及び定款も一緒に提出してください。	

(2) 提出先及び問い合わせ先

〒059-1362 苫小牧市字柏原 32 番地の 27

公益財団法人 道央産業振興財団 業務部

TEL:0144-51-2770 E-mail:dohgigy@ains.tomakomai.or.jp

(3) 提出期限

2025 年 7 月 14 日(月)まで

(4) 提出方法

E-mail または郵便・宅配便によるものとします。

7. 審査方法及び結果の通知

審査については、当財団の技術審査委員会において、申請書類及びプレゼンテーションをもとに下表の審査項目による採点を行い、審査を経て当該事業の採択の可否及び助成額を決定します。

審査結果については、採択となった申請者には決定通知を通知します。また、不採択となった申請者には不採択通知を通知しますが、採択結果の理由開示及び異議申し立てについて受け付けておりませんので、御承知願います。

【 対象事業別の審査項目 】

対象事業名	研究開発事業	製品開発支援事業
審査項目	① 事業目的・内容の妥当性 ② 研究内容の新規性 ③ 研究開発の計画の妥当性 ④ 研究内容の優位性 ⑤ 研究内容の実現性 ⑥ 研究開発に必要な知見 ⑦ 研究開発に必要な体制 ⑧ 指導機関等からの協力 ⑨ 研究開発経費の内訳の妥当性 ⑩ 市場性への期待	① 事業目的・内容の妥当性 ② 製品開発の内容の新規性 ③ 製品開発の計画の妥当性 ④ 製品開発の具体性及び開発製品の明確化 ⑤ 開発する製品の実現性 ⑥ 製品開発に必要な知見 ⑦ 製品開発に必要な体制 ⑧ 試験研究機関等との連携 ⑨ 製品開発経費の内訳の妥当性 ⑩ 市場性への期待

8. 採択後の手続等

(1) 採択された事業の公表

採択した事業については、当財団のホームページにおいて事業名等を公表します。

(2) 採択された事業に変更が生じた場合

採択された事業において内容の変更、中止、廃止及び遂行困難となった場合は、当財団の業務部担当者へ速やかに報告するとともに、必要に応じて事業計画変更承認申請書(様式第6号)を提出していただきます。

(3) 中間検査の実施

採択した事業については、中間段階における成果と進捗状況などを確認するため、11 月に中間検査を実施します。

(4) 事業完了報告の提出

採択された事業については、当年度内の2月末までに事業完了することとし、完了の際に写真等の関係書類を添付して速やかに事業完了報告書(様式第5号)により当財団へ報告していただきます。

(5) 事業の確定

当財団が事業完了報告書の提出を受けたとき、現地調査等を行い、助成決定内容に適合しているかどうかの確認をするとともに、適合と認められるときは、助成額の確定を行い、助成事業確定通知書(様式第8号)を通知します。

9. その他

- (1) 提出された申請書及び添付書類等は厳重に取り扱い致します。なお、提出された申請書等は返却しませんので御了承願います。
- (2) 研究成果及び新製品発表等(報道機関、印刷物等)の際には、「公益財団法人 道央産業振興財団」の助成を受けた事業であることが分かるよう表記してください。
- (3) 事業成果については、当財団の広報誌やホームページ等に掲載することがあります。
- (4) 帳簿等関係書類は、事業完了年度の翌年度から5年間保存願います。
- (5) 事業完了の1年後にアンケート調査を実施しますので、御協力願います。
- (6) 助成の決定をした内容と事実が相違する、又は付した条件を満たしていないときは、助成を取り消すことがあります。

以上